JAPAN P&I NEWS

No.881-17/04/03

外航組合員各位

中国-大気汚染物質排出規制エリア(ECA)の制定について(その8)

題記の件に関し、2016年12月2日付 Japan P&I News No.858 をご参照下さい。

2017 年 1 月 1 日より、中国の大気汚染物質排出規制エリア内の 11 港 (Shenzhen, Guangzhou, Zhuhai, Shanghai, Ningbo-Zhoushan, Suzhou, Nantong, Tianjin, Qinhuangdao, Tangshan 及び Huanghua) において低硫黄燃料油使用に関する規制が開始されましたが、今般、中国の法律事務所 Hai Tong & Partners より、Hebei MSA (Maritime Safety Agency、海事局)と Tianjin MSA が規制エリア内で硫黄分 0.5%以上の燃料油を使用したとして外国籍船を摘発し、調査結果により過怠金が課される可能性があるとの情報がありました。

MSA は検査を強化していることから、上述の 11 港に寄港する際には、低硫黄燃料油 使用に関する規制を遵守されますようご留意ください。

以上

日本船主責任相互保険組合